



特集

誌面で振り返るCPRA news100号のあゆみ …… 2

著作権法の一部を改正する法律について …… 6

COLUMN/ESSAY …… 8

CPRA ニュース

VOL. 100

JULY 2021

CONTENTS

「立つ鳥跡を濁す」

Hori Yoshitaka

一般社団法人日本音楽事業者協会前会長
株式会社ホリプロ代表取締役社長

堀 義貴

この6月の通常総会をもって(一社)日本音楽事業者協会(音事協)会長の職を任期8年満了により退任しました。併せて(一社)映像コンテンツ権利処理機構(aRma)理事長、実演家著作権隣接権センター(CPRA)権利者団体会議議長の職も退任しました。音事協の委員会活動に参加し始めて20年余、法制委員会委員としてCPRAに、団体発足を機に理事としてaRmaに参加して10数年、ご指導いただいた皆様に感謝申し上げます。「立つ鳥跡を濁さず」で去れば美しいのですが、敢えてお世話になったこの期間について思うところを残しておきたいと思います。

この四半世紀の日本を振り返って、音楽業界、映像業界などコンテンツ業界はインターネット革命に端を発したデジタル化の波の中を泳いできたと言えるでしょう。それ以前は、新しいデバイスや記録媒体が出現する度に、その波を的確に捉え、ビッグウェーブに乗ることで経済的にも発展してきました。しかし、この四半世紀の波を我々業界は的確に捉えてきたのでしょうか?その結果を突き付けられたのが今回のコロナ禍だったように思います。

これまでアナログ作業でうまくやってきたことで、巷で言うDX(デジタル・トランスフォーメーション)化が他の国々と比較して周回遅れであったことが露呈したのがこの1年半の教訓だったとしたならば、この先日本のエンタテインメント業界がこの教訓を生かしていかなければ、我々は経験したこの苦難を無駄にしてしまいます。

例えば、ライブや演劇では今どきどの国でも電子チケットが普及しているのに、日本では全く浸透していない。ダイナミックプライシングの是非に関する議論すら起

こらない。アメリカはもちろん、アジア諸国でも音楽のサブスクリプション聴取がスタンダードとなり、音楽産業自体の収益を押し上げている中で、今なおCD中心の市場に縛られ、これまでで失った金額を嘆き続けている。また、放送電波の普及を飛び越えてスマホによるネットでの映像コンテンツ視聴習慣が常態化している発展途上国もある中で、思うようにコンテンツが海外に普及しない。音楽、映像でアジアはおろか、ヨーロッパ、アメリカまで韓流のコンテンツに先を越されたままの現状等々…。どれをとっても日本人の「日本は凄い」という過信に呪縛されていることが原因のように思えてなりません。コロナ禍で、アニメを除いて実演を伴うコンテンツで世界と戦えるものがほとんど何もなく、これは、実に口惜しく、これまでネットを有効に活用してこなかったことが明確になりました。

コロナ禍はさらに別の側面もあぶり出しました。エンタテインメント業界に甚大な損害が生じていても、手を差し伸べるはずの国や役所が、我々業界のどこの誰に話を聞くべきか、窓口が一体どこなのかバラバラではっきりしなかったことや、話を聞いても感情論が先行して、具体的にどの分野がどれだけの金額の損害を受けているのかといった詳細なデータがほとんど無かったことなどで、政府からの支援計画の策定に遅れやズレが生じたことは否めません。

他にも政治に対する「お上意識」やイデオロギーに縛られて援助を受けることに対する違和感を持つ人が多かったことも、機動的なロビー活動の妨げになったように思います。

私が今回役職を辞するにあたり、CPRAを

構成する4団体に加盟している団体、事業者、個人一人一人に意識して欲しいことは、CPRAのガバナンスや個々の団体間の問題を決して先送りせず、日々の時代に合わせた組織の改革、分配方法や約款の変更を続けていき、団体間で対立があったとしても非常時においては団結して巨大な塊として課題に立ち向かっていく「大きな力」になることだと思います。これからの時代、我々事業者や団体だけが変革すればいいのではなく、アーティスト個人個人もこれまでの意識を変えていかなくてはなりません。特定の役員や事務局にいつまでも任せきりにせず、自ら参加する意思がなければ、権利者が有する様々な権利は、いずれ手のひらから砂が落ちるように無くなっていくでしょう。

皆が自分の保有している権利や制度がどういふものなのかを学び、その行使に当たって利用者に安売りをしたり、安易に譲り渡したりしないよう、主張すべきことは堂々と主張し、議論すべきことは議論し、たとえ対立したとしても粘り強く解を見つけていく。そのためには現状維持で良しとするのではなく、必ず新しい答えを導き出す。そんな今日より明日はもっと豊かになると思えるよう、活動に邁進して欲しいと私は願っています。

今後のCPRAの活動に期待すると同時に、益々の発展を心よりお祈りいたします。関係者の皆様方に置かれましては、これまで以上のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

CPRAの皆様、そしてCPRAを構成する権利者団体の皆様、事務局の皆様到最后、「後に続くものを信じて走れ!」という言葉を残して筆を置かせていただきます。長い間ありがとうございました。

誌面で振り返る CPRA news 100号のあゆみ

20世紀最後の年に創刊されたCPRA newsは、今号をもって100号を迎えた。
CPRA newsのこれまでのあゆみを誌面で振り返ってみたい。
なお文中の肩書は、CPRA news誌面掲載時のものである。

芸団協CPRA
法制広報委員会編集部会

CPRAの活動を正確に

1999年度の広報部会設置を契機に、芸団協CPRAの本格的な広報活動が開始された。その成果の一つが、2000年7月に第1号が創刊された『CPRA news』だ。創刊特別号の巻頭メッセージは、棚野正士運営委員会委員長による『実演家著作隣接権センター（CPRA）は、実演家の権利を守るために、時代が生んだ21世紀への大きな波です』。ここでは「CPRAを世界に発信し、日本の芸能文化と権利管理システムの両方を輸出したいものです」との決意が述べられている。そして、顧問会議メンバーからのメッセージのほか、運営委員会に設けられた8つの部会の業務担当や徴収分配の仕組みについて紹介している。

CPRA newsは芸団協CPRAの機関



記念すべき第1号

誌なので、その活動を正確に伝えるのは重要なミッションの一つである。そのため、2年に1度の役員が刷新されるタイミングで運営体制と各委員会の取り組みを紹介している。また毎年事業計画と事業報告を掲載するほか、適宜徴収分配に関するニュースも発信している。

2013年は芸団協CPRA設立20周年を迎えた年であった。70号（2013年11月）巻頭メッセージにおいて、崎元讓運営委員会委員長は「私がCPRAの運営にかかわった初期のころと比べて周りの実演家の著作隣接権の意識は非常に高くなっています。仕事の現場でも演奏家の会話でも話題になることが増えています。このような状況をふまえて、今後とも関係諸団体と、一層の協力関係を深めてコンテンツ業界の益々の繁栄を図ることが重要です」と指摘している。この節目にあたり、CPRA newsでは芸団協CPRAの歩みをその業務ごとに振り返っている。同号では、上野博運営委員会副委員長（二次使用料／貸レコード担当）による『徴収業務から振り返る芸団協CPRAの20年の歩み』を掲載している。そこでは、商業用レコード二次使用料等徴収額が20年で約7倍まで増加したのは、「使用する楽曲は、楽曲名ではなく、それを演奏したり、歌唱したりするアーティストで選ぶことが多いのだから、レコード実演の価値は音楽著作物の価値と同等である、という考えの下、粘り強く徴収先と交渉してきた成果」と評価している。また、1,000を超える放送局の実態を把握し、二次使用料等

を支払う必要がある旨を周知徹底することは「受け取る使用料等の額から見ると、決して『割のいい仕事』ではない。しかしながら、実演家に二次使用料を支払うという、著作権法上規定された制度を実効性のあるものたらしめるためには、文化庁長官から実演家の二次使用料を受け取る団体として唯一指定された芸団協としては、あまねく利用者から徴収するよう努力し続けることが責務である」としている。

71号（2014年2月）は、椎名和夫運営委員（音楽関連分配／データセンター担当）による『分配業務から振り返る芸団協CPRAの20年の歩み』。ここでは、芸団協会員団体への分配から個々の実演家・権利者への分配へ、権利者の委任取得やシステム開発の努力を重ねつつ、分配の精緻化を図ってきた芸団協CPRAの歴史を紐解いている。そして、「今後、実演家の権利が拡大する中で、分配業務もますます複雑になることが予想される。『権利者への最大の分配』を目標に、関係する権利者団体と共に適正且つ合理的な分配を目指していきたい」と結んでいる。

72号（2014年5月）は、安部次郎運営委員（総務／海外徴収分配担当）による『海外徴収・分配業務から振り返る芸団協CPRAの歩み』。ここでは、海外からの徴収額は、海外への分配額にまだまだ遠く及ばないのが現状しつつ、欧米に比して日本の音楽市場規模が非常に大きいと考えられるアジア地域の実態把握につとめ、SCAPR（実演家権利管理団体協議会）とも連携を取りながら、芸団協CPRAがアジア各



70号 徴収業務から振り返る芸団協CPRAの20年の歩み

国における著作隣接権の権利管理システムの確立に関する支援活動の先陣を切っていくような体制づくりが必要と指摘している。73号（2014年8月）では、芸団協CPRA創設20周年特集の締めくくりとして、松武秀樹運営委員（広報担当）が『広報から見る芸団協CPRA20年の歩み』を執筆した。これまでの広報活動で芸団協CPRAの名前が関係者にだいぶ浸透したと評価する一方で、今後の課題として、一般ユーザーが実演を利用し、自ら実演を行う時代においては、広く一般に向けて実演の価値や実演家を保護する必要性を訴えていく必要がある、としている。なおこれらの記事は、後に刊行された『CPRA20年—実演家著作隣接権センターの歩み—』（2016年6月）の作成にも活かされている。

実演家の権利を守り、 拡充していくために

実演家の権利の集中管理団体である芸団協CPRAの機関誌として、実演家の権利の適切な保護や拡充を訴えるのもCPRA newsの大切な役割である。

CPRA newsがこれまで一番多く取り上げたトピックは、「私的録音録画補償金制度」である。芸団協CPRAは、CPRA newsを通じて私的録音録画の実態に合った権利者への適切な対価の還元を訴え続けてきた。特に、地上デジタル放送への完全移行を目前に控え、録画機器の録画回数の緩和（ダビング10）やブルーレイディスク等の政令指定などを巡り権利者側とメーカー側の

対立が先鋭化し、ついにはSARVH・東芝訴訟へ至る2008年から2011年にかけては、ほぼ毎号この問題を取り上げている。

当時、芸団協CPRAは同制度に関連して「Creators to Consumers:はじめの一步・音楽の絆」という普及啓発活動や、JASRAC、日本レコード協会等とともに「Culture First〜はじめに文化ありき〜」という運動を行っており、CPRA newsではこれらのイベントや記者会見も詳しく取り上げている。Culture First発足直後に発行された43号（2008年3月）では、岸博幸慶應義塾大学大学院教授による巻頭言『Culture Firstを国民運動に!』に続き、CISAC事務局長のエリック・バティスト氏へのCulture Firstに関するインタビュー記事を掲載している。

国際的に長年の懸案事項だったのが、その検討から採択に至るまで20年近くの歳月が費やされた「視聴覚的実演に関するWIPO北京条約」である。2000年12月に開催された外交会議では、20ヶ条のうち、19ヶ条について暫定合意したものの、アメリカとヨーロッパとの間で権利移転をめぐる条項について合意できず、条約の採択には至らなかった。6号（2001年1月）では、この外交会議の様子をドキュメンタリー調で綴っている。それから10年が過ぎた60号（2011年7月）では、アメリカ国内における映画製作者と実演家との議論の進展を受けて、外交会議再開の機運を伝えている。2012年6月、北京条約が無事採択されると、65号（同年8月）はCPRA news史上初めて増頁をし、外交会議の現地レポートや条約の説明、仮訳を掲載した。

巻頭言は、棚野正士芸団協常務理事・著作隣接権総合研究所所長による『歴史的条約、俳優の権利のドアを開く』。そこでは、「世界の俳優組織はローマ条約から50年かかって新条約をつくり俳優の権利のドアを開いた。…“歴史的条約”…を受けて、わたくしたちは次の世代のために国内秩序を形成していかななくてはならない。国内法だけでなく、実態をも整備しなければならない。次の50年のために」と次の目標を掲げている。続く66号（同年12月）では芸団協CPRAが主催した北京条約作成記念国際シンポジウムの様子を詳しく伝えている。

芸団協CPRAは近年、いわゆる「レコード演奏権」の創設やウェブキャストにおける衡平な報酬の確保など、公衆への伝達に係る権利の見直しに関する運動を展開している。CPRA newsでは、その主張を補強し、日本に適した制度を考えてもらうため、諸外国の法制度や実態を度々紹介してきた。ウェブキャストについては、68号（2013年5月）では、ヨーロッパ



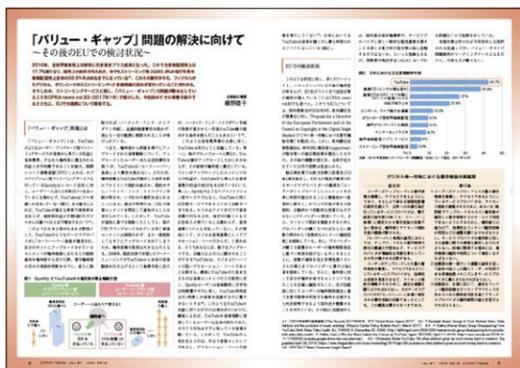
43号 文化こそが最大の財産 Culture Firstの理念とは



66号 WIPO北京条約採択を祝い、CPRAがシンポジウムを開催



93号 インターネット放送にかかると実演家の権利のあり方



87号 「バリュー・ギャップ」問題の解決に向けて

の法制度と現状を紹介し、93号(2019年7月)では、アメリカの法制度について、安藤和宏東洋大学教授にインタビューしている。安藤教授は、「アメリカや欧州はインターネット放送について、実演家とレコード製作者の分配比率は『50:50』です。また、日本の放送二次使用料では、実演家とレコード製作者間で『50:50』が実現されています。したがって、放送類似サービスのインターネット放送も『50:50』が当然実現されるべきです」と指摘している。なお、同号の巻頭言は、中井秀範法制広報委員会委員長による『実演家にレコード演奏権・伝達権を]。ここでは、「国際条約では『公衆への伝達』というくくりで報酬請求権が与えられているレコード演奏・伝達とインターネット放送に関わる我が国の著作権制度は、一方では世界的潮流に逆らって権利を認めず、その一方で諸外国には比して大変強い許諾権を認めているという、非常にバランスの悪いものと言わざるを得ません。知財立国の旗を掲げる以上、我が国も、ガラパゴス化を

脱し、一刻も早く、諸外国並みの制度の改正が必要であると考えます」と強く主張している。

また、レコード演奏権については、幅広い報酬請求権を認めている韓国の法制度や判例を80号(2016年5月)及び89号(2018年7月)で、ヨーロッパの事例について98号(2021年1月)で取り上げている。94号(2019年10月)では少し切り口を変えてBGMがビジネスに与える効果について、消費者行動論の観点から考察している。

CPRA newsは、著作権に関する海外の動きをいち早く紹介してきた。81号(2016年8月)では拡大集中許諾について、北欧の実演家権利管理団体にアンケートをして、その詳細を伝えている。

YouTubeのようなユーザー・アップロード型ストリーミングサービスが音楽から得ている収益と音楽業界、すなわち権利者に還元される収益とが不均衡であるという、いわゆる「バリュー・ギャップ」問題を巡る欧米の動向については、最初に83号(2017年1月)で紹介し、その後この問題等に対処するためのEU指令の採択まで、87号(2018年1月)及び93号(2019年7月)と続報している。その他、実演家に関連の深い関係省庁審議会報告や法改正についてもわかりやすい解説を載せている。

技術の進展や業界動向をわかりやすく

芸団協CPRAの徴収額の大半を占める商業用レコード二次使用料がレコードの登場により生演奏の機会を失った実演家への補償の考えから生まれたように、実演家の権利と技術の発達は切っても切り離せない関係だ。そのためCPRA newsは創刊当初から技術の進展に常に目を光らせ、最新の動向を

紹介してきた。例えば14号(2002年2月)から3号にわたり「デジタル多メディア時代における産業界とコンテンツ」と銘打った特集が組まれた。14号ではCDの売上減少と携帯電話への支出との相関関係やモバイル・コンテンツ・マーケットの展望について、15号(2002年4月)では通信・放送の融合と著作権について、それぞれ関係省庁担当者等を招いて座談会を開催している。特集の最後を締めくくる16号(2002年6月)では、松武秀樹日本シンセサイザー・プログラマー協会会長が、ニューヨーク在住の坂本龍一氏と電話会談。デジタル多メディア時代におけるコンテンツ制作について語り合った。その後も着メロ、着うた、ダウンロード、ストリーミングと、その時々の音楽配信マーケットや、4K放送、IPサイマルラジオなど放送最新技術も取材している。

最新技術を単に紹介するだけでなく、実演家の権利に与える影響についても掘り下げている。67号(2013年2月)では、インターネットの普及やデジタル技術の進展など音楽を巡る環境の変化が実演家に与えた影響について、大石征裕日本音楽制作者連盟理事長にインタビューしている。

その中で大石理事長は、「音楽CDにせよ、配信にせよ、生の演奏があるからこそ存在するのであって、いくら技術が進んでも、その事実はエジソンが蓄音機を発明したときから、さらに言えば『固定』と言うと譜面を指した時代から変わっていないと思います。むしろ技術が進み、録音した音楽が簡単に手に入る今だからこそ、『好きなアーティストがそこにいる』というリアリティ、臨場感が得られるライブが注目されるのではないのでしょうか」と指摘している。68号(2013年5月)の映像を巡る環境の変化が実演家に与えた影響についてのインタビュー記事では、半田正夫青山学院大学名誉教授が、日本の現行著作権法は北京条約の条文に反した規定があるわけではないとしつつも、その条約の趣旨を踏まえて、せめて俳優に対しても音の実演と

同等の保護を認めるべきであり、北京条約ができた今は立法化に結び付けるチャンスだから、実演家は積極的に行動を起こすべきだ、と奮起を促している。また77号(2015年8月)から80号(2016年5月)にかけて放送の歴史を紐解き、節目節目での実演家の権利に関する議論を振り返った。95号(2020年1月)及び96号(2020年4月)では「テクノロジー×実演」をテーマに、歌声合成技術や映像技術の発展が実演家の権利に与える影響について、顧問弁護士の藤原浩氏に見解を聞いている。藤原



16号 坂本龍一×松武秀樹対談



96号 テクノロジー×実演—映像技術—



98号 コロナ禍で激変したライブエンタメ市場とオンラインライブの動向

弁護士は95号で、AI技術によって生まれた新しい歌声など「これまでの既成概念では解決できない多くの問題があり、新時代における実演家の保護について、これから議論しなければならないと思います」と問題提起をしている。また、96号ではディープフェイク作成に関し、現在の法体系の下でも十分に対応が可能であろうとしつつ、「元来技術とはニュートラルなものです。一部の悪い事例を捉えて、技術全体をつぶすことがあってはならないのではないのでしょうか」と警鐘を鳴らしている。

技術動向だけでなく、業界動向にも目を配っている。98号(2021年1月)ではコロナ禍で激変したライブエンタメ市場とテレビ・動画コンテンツの視聴動向を、99号(2021年4月)ではSNSやUGCからヒット曲が生まれる昨今の音楽シーンについて、取り上げている。98号では、野村達矢日本音楽制作者連盟理事長が、コロナ禍で台頭したオンラインライブは、リアルライブに比べ収益の確保が難しい点を指摘しつつも、「それでも、オンラインライブをやる意義はあります。それは、『業界を守るため』。ライブを実施しない決断はできませんが、それではステージを支えてくれるスタッフや関係者を守ることができません。どんなに経済的リスクがつきまとも、やらないという選択肢ではなく業界の経済活動のためにもやるという選択肢をとるという考えです」と述べている。

また、新しい映像表現や空間を提供することで、リアルでは体験できない方向へオンラインライブが発展する可能性を指摘するとともに、国境を越えて視聴さ

れるオンラインライブは国内だけでなく海外にも目を向けるきっかけとなったと、オンラインライブに対し肯定的な評価をしている。

CPRA newsのこれから

以上、駆け足でCPRA news 100号の歴史を振り返ってきたが、その時々で注目されるテーマは変われど、常に実演家の立場から幅広い問題を扱ってきたことに改めて気づかされた。これまでご寄稿いただいた方々、インタビューさせていただいた方々にこの場を借りて改めて御礼申し上げます。

CPRA news創刊から1年が経過した11号(2001年7月)の編集後記によれば、当初想定していたテーマは次の通りであったという。

- CPRA(実演家著作隣接権センター)の名称、呼称の徹底した広報。
- 特集ページで、実演家が直面している権利問題を浮き彫りにできるか。
- 国内外の実演家にまつわる話題、ニュースをいかに迅速に集められるか。
- CPRAのあらゆる活動をどのくらい正確に伝えられるか。
- CPRAをとりまく団体や企業を集め、そのネットワークを紹介したい。

100号に至るまで、このテーマを胸に編纂してきたつもりだが、読者にはどう映ってきたのだろうか。

今後は即時性、双方向性に優れたウェブサイトでの発信を優先することとし、紙媒体には、その中から①じっくり読み、考えてほしいもの、②記録として残すべきもの、③関係者間で情報共有すべきもの、関心が高いものを掲載する予定である。今後は、ウェブサイトと紙媒体をCPRA newsの両輪と位置づけ、「実演家の権利や実演家を取り巻く環境について専門に取り扱う国内唯一の媒体」の誇りを持って、引き続き有益な情報を読者に届けていきたい。

著作権法の一部を改正する法律について

5月26日に著作権法の一部を改正する法律が成立した。今回の著作権法改正の大きな柱のひとつである「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化」の概要について報告する。

これまでの経緯

2020年度、著作権分科会では「基本政策小委員会」を新たに設置し、同小委員会に「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関するワーキングチーム」を設け、議論が進められた。同ワーキングチームの報告書は、基本政策小委員会に報告され、同小委員会での議論も踏まえて、「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する中間まとめ」がとりまとめられた。この中間まとめにはパブリックコメントも実施され、芸団協CPRAからも意見を提出している（詳細はCPRA news 98号をご参照下さい）。同小委員会では、パブリックコメントの結果も踏まえつつ取りまとめた報告書を、著作権分科会に報告し、今年2月3日に著作権分科会は「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する報告書」（以下「報告書」）を取りまとめた。

この報告書を受けて法案作成が進められ、3月5日には「著作権法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出。5月18日の衆議院を経て、5月26日の参議院において可決、成立した。

改正著作権法の主な内容

1) 「放送同時配信等」の定義 (2条1項9号の7)

「放送同時配信等」を、放送番組等の自動公衆送信のうち、放送等が行われた日から一週間以内に行われるもの

であること、放送番組等の内容を変更しないで行われるものであること、デジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置が講じられているものであること等の要件を備えるものと定義すること。

「放送同時配信等」は、放送番組の同時配信のほか、「追っかけ配信」(放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの)や、一定期間の「見逃し配信」(原則として放送から一週間までであるが、間隔が一週間を超える場合には、一ヶ月以内で文化庁長官が定める期間)が対象となっている。また、フタかぶせなど、やむを得ない事情による変更は、放送番組等の内容の変更にはあたらない。なお、著作権者等の利益を不当に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴することが困難なものとして、文化庁長官が総務大臣と協議して定めるものは、「放送同時配信等」からは除外され、今回の改正の対象とはならないことになる。

2) 権利制限規定の拡充 (44条, 93条など)

放送・有線放送に係る権利制限規定を拡充し、放送同時配信等についても著作物等を利用できることとする。

今回の改正では、放送・有線放送では許諾が不要となっている権利制限規定を、放送同時配信等にも拡充している。例えば、放送・有線放送事業者は、放送権・有線放送権を害することなく、放送・有線放送することができる著作物や実演、レコードなどを、放送・有線放送のためだけでなく、放送同時配信等のためにも一時的に録音・録画することができる(44条, 102条により

著作隣接権に準用)。

また、映像実演に係る権利者から放送の許諾を得た放送事業者は、契約に別段の定めがない限り、その実演を放送のために録音・録画することができるが、今回の改正により、放送同時配信等のためにも録音・録画することができることになる(93条)。そのほか、学校教育番組の放送等(34条1項)などの権利制限規定も拡充されている。

3) 許諾推定規定の創設 (63条5項)

著作物等の放送等及び放送同時配信等について許諾することができる者が、特定放送事業者に対し、放送番組等における著作物等の利用の許諾を行った場合には、当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には放送同時配信等の許諾を含むものと推定することとする。

放送番組には、多様かつ大量の著作物や実演などが利用されているため、放送や同時配信までの限られた時間内で、すべての権利者に詳細な利用条件等を説明し、明確な同時配信等の許諾を得るのは困難な場合もあることが指摘されていた。そこで、許諾推定規定を創設し、著作隣接権の対象である実演などにも準用している(103条)。この規定により、権利者が、特定放送事業者に対して放送番組等における著作物等の利用を許諾した場合には、別段の意思表示がない限り、放送同時配信等の許諾を含むものと推定されることになる。権利者側が放送同時配信等を許諾していないことを証明した場合には推定を覆す、つまり、放送の許諾はあるが、放送同時配信等の許諾はしていないことになる。

ここで特定放送事業者とは、放送同時配信等を業として行い、文化庁長官の定める方法により、放送同時配信等が行われる放送番組の名称や時間帯その他の放送番組同時配信等の実施状況について文化庁長官の定める情報を公表している放送事業者のことを言う。

4) レコード・レコード実演の利用円滑化 (94条の3, 96条の3)

放送事業者等が、集中管理等が行われていないレコード・レコード実演の放送同時配信等を行うことができることとともに、放送事業者等に対して補償金の支払いを求めることとする。

現状、放送同時配信等については、芸団協CPRAや日本レコード協会による集中管理が行われている。今回の改正では、このような集中管理が行われておらず、円滑に許諾が得られないおそれのあるレコード・レコード実演の放送同時配信等に係る権利を制限し、通常の使用料額に相当する補償金を支払うことによって、事前の許諾なく利用することができるようにしている。この補償金は、文化庁長官により指定された著作権等管理事業者がある場合には、当該管理事業者を支払うことになる。

この権利制限規定は、芸団協CPRAや日本レコード協会により集中管理されているレコード・レコード実演のほか、文化庁長官の定める方法により、権利者の氏名・名称、許諾申込を受理するための連絡先など文化庁長官が定める情報が公表されているレコード・レコード実演も対象にならず、放送同時配信等について許諾が必要となる。

5) リピート放送の放送同時配信等に係る映像実演の利用円滑化

①集中管理等が行われていない映像実演の報酬請求権化 (93条の3)

放送同時配信等に係る映像実演の権利者が放送事業者に対し、その実演の放送同時配信等の許諾を行ったときは、契約に別段の定めがない限り、当該許諾を得た実演について、

当該許諾に係る放送同時配信等のほか、当該許諾を得た放送事業者が、リピート放送の放送同時配信等を行うことができることとするとともに、放送事業者等に対し放送同時配信に係る報酬の支払を求めることとする。

放送事業者は、映像実演に係る権利者から放送の許諾を得た場合には、その実演を録音・録画することができ(93条1項)、事前の許諾なくリピート放送することができるが、報酬を支払わなければならない(93条の2)。今回の改正は、放送同時配信等についても、このようなリピート放送と同様の取扱いとするものである。すなわち、初回放送の際に放送同時配信等について許諾を得た場合には、契約に別段の定めがない限り、リピート放送の放送同時配信等についても、通常の使用料額に相当する報酬を支払うことで、事前の許諾なく放送同時配信等することができることになる。ただし、集中管理に関する規定がないリピート放送とは異なり、放送同時配信等に係る報酬は、文化庁長官により指定された著作権等管理事業者がある場合には、当該管理事業者を支払うことになる。

また、著作権等管理事業者により集中管理されている映像実演のほか、文化庁長官が定める方法により、権利者の氏名・名称、許諾申込を受理するための連絡先など文化庁長官が定める情報が公表されている映像実演も対象とはならず、リピート放送の放送同時配信等について許諾が必要となる。

②映像実演に係る不明権利者の補償金請求権化 (94条)

放送事業者がリピート放送の放送同時配信等を行う場合に映像実演に係る権利者に連絡することができないときには、契約に別段の定めがない限り、その事情につき、文化庁長官が指定する著作権等管理事業者の確認を受け、かつ、当該著作権等管理事業者に補償金を支払うことにより、リピート放送の放送同時配信等

を行うことができることとする。

放送事業者がリピート放送の放送同時配信等を行う際に、映像実演に係る権利者が不明である場合に、文化庁長官が指定する著作権等管理事業者の確認を受けたうえで、補償金を支払うことにより、リピート放送の放送同時配信等を行うことができるようにするものである。

放送事業者は、権利者が不明であるというために、イ) 連絡先を保有している場合には、当該連絡先に連絡すること、ロ) 著作権等管理事業者に対し照会すること、ハ) 連絡先等が公表されているか確認すること、ニ) 文化庁長官が定める方法により、放送同時配信等を予定している放送番組の名称、実演家の氏名その他文化庁長官が定める情報を公表することが必要となる。

6) その他(協議不調の場合の裁定制度の拡充) (68条)

放送事業者が著作物を放送するための協議不調の場合における裁定制度を、放送同時配信等にも拡充するとともに、著作隣接権の対象となる実演やレコードなどにも準用した(103条)。

今後について

以上の改正は、令和4年1月1日から施行される。詳細は、文化庁長官の定めるに委ねるところが多く、今後、規則や告示などを通じて内容が明らかになるところも多い。また、報告書では、許諾推定規定の運用にあたり、関係者間でガイドラインを策定することが適当であるとしている。しかも、施行後3年を目途として、実施状況等を勘案し、検討を加え、必要な措置を講ずるとしている(附則8条1項)。

放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化については、実演家の権利が不当に不利益を被ることがないように、引き続き注視する必要がある。

(法制広報部 君塚陽介/瀬川一仁)

文化芸術推進フォーラムがコロナ禍における文化芸術界への影響調査を報告

芸団協も構成団体の一つである文化芸術推進フォーラム（略称：推フォ）では、新型コロナウイルス感染症による文化芸術界への影響を調査。この調査結果の報告と、明らかになった課題を踏まえての要望を、2021年6月9日に開催された文化芸術振興議員連盟の総会にて発表した。

「文化芸術活動の継続支援事業」の交付決定者を対象とした最新アンケート調査（今年4月～5月に実施）では、2020年1年間の収入は、個人・団体ともに過半数が2019年と比較して50%以上減少したと回答。収容観客数の制限などにより収入の回復には至らず、政府のコロナ対策支援などを活用しても、依然として活動の再開・継続には厳しい現実を伝えた。その上で、コロナ禍における直近の要望として、収入が減少した実演家・スタッフ等の個人の確定申告を減収証明とする定額支援金と、芸術団体への業態別、事業規模別の固定費を基礎とする支援金を要望した。さらに、今後、心置きなく安心して文化芸術活動が行えるようになるための中長期的な要望として、業界全体を支える公的な共済制度の創設や、組織の業態、規模、法人格に応じた団体への経常費を含む支援策の開発と法整備などをあげた。

また、文化芸術分野を代表して、音楽、

映画、演劇の各ジャンルからも窮状を訴えるとともに、観客が安心して足を運ぶことができるよう、業界の努力だけでは成しえない支援を要望した。文化芸術推進フォーラムの発表資料（PDF版）及び要望は、文化芸術推進フォーラムウェブサイト（<https://ac-forum.jp/>）よりご覧いただけます。

「芸団協2020年度 年次報告」を発行

芸団協は、2020年度の年次報告を発行した。年次報告、収支決算書は、芸団協ウェブサイト（<https://geidankyo.or.jp/>）の「情報公開」からご覧いただけます。



左から、崔洋一氏（日本映画監督協会）、野村達矢氏（日本音楽制作者連盟）、野村萬（推フォ議長）、伊藤信太郎議員（議連事務局長）、大和滋（推フォ事務局長）、池田篤郎氏（緊急事態舞台芸術ネットワーク）、福井健策氏（同）

芸団協CPRA 法制広報委員会編集部会一同

芸団協CPRAにはいくつかの委員会が設けられていますが、その一つに法制広報委員会があります。法制広報委員会の下には、芸団協CPRA構成4団体、すなわち日本音楽事業者協会、日本音楽制作者連盟、演奏家権利処理合同機構MPN及び映像実演権利者合同機構から1名ずつ参加している編集部会があり、CPRA newsやウェブサイトの編集など芸団協CPRAの広報全般を担っています。

CPRA newsの編集作業は、発行の約2ヶ月前から開始します。その前から何をテーマに扱うか、どなたに巻頭言を執筆いただくか、検討を重ねます。たった8頁の冊子ではありますが、その時々で、私たちが何を問題と感じているか、どのような技術に注目しているか、少しでも分かりやすく興味をもって読んでいただけるよう心血を注いでいます。

このように手塩にかけて育ててきたCPRA newsがついに100号を迎えました。創刊された2000年はGoogleが日本語版サービスを始めた年。その2年前には、国内CD売上金額が史上最高を記録した一方、着メロサービスが開始しています。今のようにFacebookやTwitter、Instagram、TikTokはありませんでしたし、動画配信サービスはおろか、音楽配信サービスもメジャーではありませんでした。これだけ時代が変化し中、CPRA newsも変わるべきところは変えていかなくてはなりません。そのため、編集部会では議論を重ね、今後は即時性と双方向性に優れたウェブサイトをメインに、その中でも皆さんにじっくり読んで考えていただきたい、記録として残していきたい内容については、紙媒体にもまとめる方向にシフトしていくことといたしました。

CPRA newsが生まれて、21年。人間に例えると、いよいよ社会人として自立する時期です。ウェブサイトと紙媒体を車の両輪として、新たなステージを迎えるCPRA newsにご期待いただければと思います。

CPRA NEWS VOL.100 通巻100号 2021年7月1日発行

発行/実演家著作隣接権センター 編集/芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター (CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F

TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614

<https://www.cpra.jp>

